

令和8年第4回蔵王町農業委員会総会議事録

第4回蔵王町農業委員会総会は、令和8年4月27日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝織	2番 平間 拓也	3番 相澤 国弘
4番 勅使瓦 幸一	5番 我妻 壮一	6番 村上 利雄
7番 杉山 由美子	8番 平間 栄	9番 山家 一彦
計 9 名		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三沢 敏朗	4番 村上 智彦	5番 大和 憲男
6番 伊藤 政美	7番 平間 昭男	8番 鈴木 好和
10番 川村 富士男	12番 佐藤 雄一	13番 伊藤 杜夫
計 9 名		

欠席農業委員は次のとおりである。

欠席者なし

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

2番 我妻 敬一郎	3番 齋藤 秀俊	9番 大谷 啓一
11番 佐藤 勝浩		

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	佐藤 敏彦
事務局次長	我妻 敏
書記	堀内 愛恵 齋藤 真澄

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (参与制限)
- 日程第5 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 第4号議案 令和8年度最適化活動の目標設定等について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第4回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。(午後1時30分)

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員9名、推進委員9名であります。2番我妻敬一郎推進委員、9番大谷啓一推進委員、11番佐藤勝浩推進委員、3番齋藤秀俊推進委員からは欠席の連絡がありました。
		定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和8年第4回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
		本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。
		蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、7番杉山由美子委員、8番平間 栄委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局次長		[事務局次長朗読により説明]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質疑がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
議	長	ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人1名をお呼びしております。
		先に申請人より申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。
		「異議なし」の声あり
議	長	異議なしを認めます。
		日程第3第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号29番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。
		[申請人番号29我妻節雄氏入場]
議	長	それでは、説明をお願いします。座ったままで結構です。
		[申請人、番号29の説明が終わる。]
		蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利所得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から今のように直接、権利取得後の営農計画について、説明をいただいております。
議	長	説明が終わりましたので申請人への質問を許します。

議	長	この営農計画書にあるとおり奥さんご長男さんとで作っていくということですね。質問ございませんか。 質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局から連絡します。 [申請人退場]
議	長	なお、採決につきましては、日程第3第1号議案の中で合わせて行います。
議	長	日程第3議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局次長	長	[事務局次長朗読により説明]
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
		質疑がございませんので、日程第3第1号議案を終わります。 (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
		[8番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
7番委員		番号21番の賃貸料はいくらですか
議	長	事務局21番の賃貸料について説明してください。
事務局書記		[賃貸料について回答]
議	長	ほかに質問ございませんか。
7番委員		売買価格について19番、27番、29番はいくらですか
事務局書記		[売買価格について回答]
議	長	ほかに質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質疑がございませんので採決いたします。日程第3第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	次の日程第4第2号議案は、議事参与の制限がございます。今回の議案は複数の委員が該当しております。はじめに8番委員の退席を求めます。 (8番委員退席) 日程第4議案第2号議案番号30番、31番「農地法第3条の規定によ

議	長	る許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局次長	長	[事務局次長朗読により31番まで説明]
議	長	では現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議	長	[6番推進委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
議	長	[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第2号議案、議案番号30番、31番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議	長	[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第2号議案 議案番号30番、31番は原案どおり承認されました。
議	長	8番 委員の入場を許可します。
議	長	(8番 委員入場)
議	長	次に、1番推進委員の退席を求めます。
議	長	日程第4 第2号議案 議案番号32番、33番、34番、35番農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）を議題とします。
事務局次長	長	事務局に説明させます。
事務局次長	長	説明の前に資料の訂正を行います。
議	長	[議受人の年齢を72歳⇒44歳に訂正]
議	長	[事務局次長朗読により32番から35番まで説明]
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議	長	[8番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
議	長	[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第2号議案、議案番号32番、33番、34番、35番は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議	長	[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第2号議案 議案番号32番、33番、34番、35番は原案どおり承認されました。
議	長	1番推進委員の入場を許可します。
議	長	日程第5第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
事務局次長	長	事務局に説明をさせます。
事務局次長	長	[事務局次長朗読により説明]
議	長	では現地調査をした委員は調査結果を報告してください。

		[8番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。
4番委員		現状は畑ですよ。地目が田んぼですよ。用水・排水対策について問題は無いのでしょうか。
8番委員		田んぼは作られておりません。保全管理状態で問題はありません。
4番委員		場所が蔵王川崎線のところで観光地のところなので四季を通して交通量が多いところです。環境的にも草刈り等の規制を行う必要があると思います。
8番委員		場所が建設業者さんの裏側であり道路からは目立たないところです。
議	長	町では、景観条例を作成しているので太陽光と景観について事務局に調べていただいて、次回にでも報告を求めます。
4番委員		宮地区の太陽光のところでも周りの環境に対して問題がないと言っている問題がありました。水路の上側、下側の関係をもっと調べてほしい。
議	長	ほかに質問ございませんか [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第5第4号議案「令和8年度最適化活動の目標設定等について」を
事務局次長		議題とします。事務局に説明をさせます。 [事務局次長朗読により説明]
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
8番委員		「最適化活動目標」の「1日当たりの活動日数」が月に10日となっていますが、1人当たりの活動日数月10日とありますが、どのくらいすればよいのか？立ち話でもよいのか？。
議	長	推進員さんの年間の役割があつて、農地の問題、後継者の問題等とか質問を受けたり相談に行ったり、それを活動とみなすようです。そうでないと月10日なんて考えられないということです。自己判断で時間が長い短いがあるとしても役割りを果たしていたのであれば県の農業委員会も認めている。
8番委員		結果が出なくてもいいのですかね。
議	長	結果はなかなか出ないです。例えば太陽光の相談が来たら事務局について、検討したり、間に入って（相談）もいいと思います。土地が荒れているから（草刈り）をするように言ってもいいと思います。
2番委員		耕地面積は、実際のものなのか？台帳上のものなのか？実際に調査して

2 番 委 員	いるのか隠れている農地はないのか？統計上はどうなっているのか？
事 務 局	センサスによって示されている数値です。
2 番 委 員	聞いている人（調査報告を出した方）、聞いていない人（出していない方）がいるのではないのでしょうか。・・・・
議 長	1号遊休農地とは何か、うち緑区分の遊休農地は何か、黄区分は何かという質問がありましたので、次回までに確認してください。
議 長	他にご質問ございませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第4号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり公表することといたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。 （午後2時26分）

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 8 年 4 月 30 日

議長	山 冢 一 彦
7 番	杉 山 由 美 子
8 番	平 間 栄